

令和2年
6月号

濱田会計事務所通信

令和2年5月31日発行 Vol.34

新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言はとりあえず解除されましたが、まだまだ経済活動への影響は大きく残っています。日本政府では第2次補正予算の議論が進められていますが、各自治体においても独自の支援制度が用意されています。

主なものをご案内しますので該当しそうな場合は要件等をご確認頂き、専門の相談窓口でご相談下さい。

自治体ごとの支援制度

姫路市 https://www.himeji-cci.or.jp/news/20050101_corona.html

休業要請等協力事業者支援事業（支援金）

・支給対象者

以下のすべての要件に該当する方

- ①姫路市内に主たる事業所を有する中小企業者（個人事業主含む）であること
- ②兵庫県の休業・営業時間の短縮要請を受けている、又は休業要請を受けて休業している商業施設に入居する店舗を運営していること
- ③対象店舗（施設）を他者から賃借して運営しており、賃借料の支払い実績があること
- ④要請期間中（4月15日～5月31日）に概ね10日間以上、休業・営業時間短縮を行っていること
- ⑤姫路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと

・給付金額

1事業者につき 10万円 ※複数店舗の経営者も1事業者となります

・申請期限

令和2年6月30日

たつの市 <https://www.city.tatsuno.lg.jp/kankou/zigyoushakinkyushienkyuhukin.html>

事業者緊急支援給付金給付事業

・支給対象者

下記に掲げる全ての要件を満たす事業者の方

- ①たつの市内に主たる事務所または事業所を置く中小企業者・個人事業主等(令和元年12月1日以前に開業された方に限ります。)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月のいずれかの月の売上が前年同月比で30%以上減少している方
- ③国の持続化給付金及び兵庫県の休業要請事業者経営継続支援金の対象とならない方
- ④給付申請時において、今後も事業を継続する意思を有している方
- ⑤暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でない方

・給付金額

10万円

・申請期限

令和3年3月31日



兵庫県 https://web.pref.hyogo.lg.jp/work/cate3_332.html

休業要請事業者経営継続支援金

・支給対象者

次の3つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主の方

①兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業していること

②令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること

③県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

・給付金額

中小法人 10万円～100万円 個人事業者 5万円～50万円

事業種別、事業規模、休業期間等により変わります。

・申請期限

令和2年6月30日

大阪府 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/kyuugyouyouseigai/index.html>

休業要請外支援金

・支給対象者

令和2年3月31日以前に開業及び設立し、営業実態のある中小法人及び個人事業主で、下記の3つの要件を全て満たすこと。

①令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。

②令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。

③休業要請支援金(※)の支給対象でないこと。

※大阪府の休業要請支援金の申請手続きに必要なWEB登録は5月31日で終了しています。

・給付金額

中小法人 府内に複数事業所を有する場合 100万円 1事業所の場合 50万円

個人事業主 府内に複数事業所を有する場合 50万円 1事業所の場合 25万円

・申請期限

令和2年6月30日



自治体により支援制度が異なりますので、各自治体HPなどでご確認下さい。

事務所からのお知らせ

雇用調整助成金は休業を必要とする事業者には是非活用頂きたい制度ですが、ご自身で取り組むには非常に複雑な制度です。検討される方は、費用はかかりますが専門である社会保険労務士への依頼をお勧め致します。

また、これを機会に他の助成金についても検討してみたい方は社会保険労務士のご紹介も可能ですので、気になる方はご相談下さい。

 濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL: 079-229-9041

Fax: 079-229-9049

E-Mail: info@hamadakaikei.jp

URL: http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

